



消しを求めるものである。

第2 事案の概要（本件処分通知書、本件確認書、調停調書等による。）

1 平成22年6月2日、足立区中部福祉事務所長（以下「所長」という。なお、その後、所長が有していた請求人に対する保護の実施に係る処分を行う行政庁としての権限を、足立区足立福祉事務所長が承継し、現在に至っているところ、当該権限の承継前・承継後の行政庁を特に区別せず、以下、いずれも「所長」ということとする。）は、請求人に対し、法による保護を開始した。

2 平成25年7月9日、当時の足立区中部福祉事務所の担当職員は、「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」と題する書面を請求人に提示した上で、法61条に基づく収入申告の義務及び法78条に基づく費用の徴収その他の重要事項について説明した。請求人は、上記担当職員が提示した書面に、同日付けにて署名・捺印の上、当該書面（以下「本件確認書」という。）を所長に宛てて提出し、所長は同月10日、本件確認書を收受した。

本件確認書には、働いて得た収入だけでなく、年金、手当、仕送り、保険金、補償金、見舞金、借入金等収入はすべて申告する必要があること、法61条による申告の義務があること、不実の申告をしたり、収入等を隠して申告しなかった場合は、法78条によりその全額を徴収されること等の説明が記載されており、また、別途交付された「保護のしおり」によりこれらの説明を受け、理解した旨の記載があった。

3 請求人は、平成29年7月12日、所長に対し、同年8月から請求人の母 XXXXXXXXXX（以下「母」という。）と一緒に暮らす旨の申立書を提出した。

4 所長は、上記3の申立書の内容を確認し、平成29年8月1日、請求人に対する保護を廃止した。

- 5 平成30年8月6日、所長は、請求人について課税状況の調査を行ったところ、保護受給期間中に株式譲渡所得を得ていたことが判明した。
- 6 平成30年8月17日、請求人及び母が足立区足立福祉事務所に来所した。同事務所の担当職員は、請求人に上記5の株式譲渡所得が発生した経緯について、説明を求めたところ、請求人からおおむね以下の内容を聴取した。
- (1) ██████████、請求人の父(故██████████。以下「父」という。)が死亡したこと。
  - (2) 父の相続財産について、遺産分割の調停手続が、父の子である請求外██████████を申立人とし、請求人を相手方として、東京家庭裁判所で行われ(平成██████年(██████)第██████████号遺産分割申立事件)、平成██████年██████月██████日に同裁判所において成立した調停に基づいて、請求人は、相続財産のうち、非上場会社である██████████株式会社の株式23,900株を取得したこと。  
なお、同調停の調書には、相続債務については申立人の責任で弁済し、相手方(請求人)に負担させない旨の条項がある。
  - (3) 平成29年5月23日、請求人は、上記(2)により取得した株式を、弁護士を介して、2名の譲受人に譲渡し、それぞれ270,000円及び6,900,000円、合計7,170,000円の売却代金を取得したこと。
- 7 平成30年8月23日、所長は、請求人から、上記6・(3)の株式譲渡に係る売却代金収入(以下「本件収入」という。)が発生した月である平成29年5月分の収入申告書の提出を受けた。
- 8 平成31年2月5日、所長は、本件収入について、上記6・(1)により死亡した父からの相続を原因として、請求人において発生した資力として認定することとし、請求人から提出された資料を基に、本件収入を得るための経費として、弁護士報酬897,2

64円、税理士報酬129,600円を要したものとし、これらに加えて、さらに後記(第4・1・(4))の次官通知により、8,000円を、本件収入の額から控除した上で、本件収入に係る実収入を6,135,136円と認定し、これを請求人が得た資力の額とすることとした。

その上で、所長は、請求人に対し、法63条の規定に基づき、返還対象期間を、相続開始の日である[REDACTED]を始期とし、本件収入を得た日の前日である平成29年5月22日を終期として、同期間中において請求人に係る保護を実施するために要した費用の額が、合計1,809,911円であり、これは上記資力の額の範囲内の額であるため、当該費用の額の全額に相当する金額を返還金額とする旨の決定(以下「本件63条決定」という。)を行うこととした。

9 所長は、平成31年2月5日付けの処分通知書(交付第2000449号)に、「返還決定理由」として、「以下の理由のため株式の売却益の取得のため」と記載し、また、「返還額」について、「(1)返還対象額1,809,911円、(2)返還免除額0円、(3)返還決定額1,809,911円」、「返還対象期間」について、「平成27年10月分から平成29年5月分まで」と各記載の上、同通知書を送付することにより、本件63条決定を請求人に通知した。

なお、その後、請求人から、本件審査請求と同時に、東京都知事に対し、本件63条決定を不服とする審査請求(30総総法査第1201号)が提起されている。

10 平成31年2月5日(上記8と同日)、処分庁は、請求人に対し、本件収入を得たにもかかわらず、これを実施機関に申告せず、不正な手段により保護を受けたとして、法78条の規定を適用して、徴収対象期間を、請求人が本件収入を得た日である平成

29年5月23日を始期とし、保護廃止の日の前日である同年7月31日を終期として、同期間（以下「本件徴収対象期間」という。）において請求人に対する保護を実施するために、足立区において支弁した費用を徴収することとした。

その際、法78条の規定の適用に先行して、所長が、上記8のとおり、本件63条決定を行い、請求人の資力として、本件収入に係る実収入を6,135,136円と認定した上で、同決定による返還額を1,809,911円としたことから、処分庁としては、その差額4,325,225円が、請求人において本件63条決定に基づく返還義務を履行した後に、その手元に残る残額となるものと判断した。そのため、処分庁は、当該残額を、請求人が保持し、本件徴収対象期間における最低生活維持のために活用することができる金銭と認め、同期間中に足立区において請求人に対する保護に要する費用として支弁した金額が192,454円であり、上記残額の範囲内であったため、同費用192,454円の全額を、法78条1項の規定に基づいて、請求人から徴収する旨の決定（本件処分）を行うこととした。

11 処分庁は、平成31年2月5日付けの本件処分通知書に、「徴収決定理由」として、「稼働収入の未申告による」と記載し、また、「徴収決定額」について、「192,454円」、「徴収決定額の算出根拠」について、「(1)申告を怠った収入の額7,170,000円、(2)控除額（必要経費）0円、(3)支給済み保護費の額192,454円」、「徴収対象期間」について、「平成29年5月23日から平成29年7月31日まで」と各記載の上、同通知書を送付することにより、本件処分を請求人に通知した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

処分庁は、未申告というが、申告の正解日を示してください。

本件処分通知書には、必要経費が0円となっておりますが、その説明をしてください。弁護士及び税理士への支払、国保保険料、所得税及び住民税は、いずれも必要経費であるのに、算定されていない。これらの経費は、徴収決定額を上回っている。

処分庁は、弁明書において、請求人が、欺瞞の意思をもって収入を得たことを秘匿し保護費を詐取したとして法78条を適用するというが、秘匿の状況を説明してください。

## 2 処分庁の主張

請求人は、平成25年7月9日には、生活保護受給中の収入は申告の義務があることについて、説明を受けていたにもかかわらず、平成29年5月23日に株式の譲渡による収入を得たことについて、所長への申告を怠った。したがって、請求人は欺罔の意思をもって収入を秘匿し、保護費を詐取したものと判断できる。

そして、本件収入から、弁護士報酬及び税理士報酬を必要経費とし、加えて8,000円を各控除した6,135,136円から、さらに、本件63条決定にかかる返還金額1,809,911円を控除した残余の4,325,225円が、本件徴収対象期間に足立区において支弁した保護費192,454円を上回っていたため、本件処分による徴収金額を192,454円としたもので、本件処分には、何ら違法・不当な点はない。

## 第4 審査庁の判断

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、

法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 届出の義務についての法の定め

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 法 7 8 条の規定について

ア 法 7 8 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるとしている。

なお、法 7 8 条 1 項の規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができるとしている（同条 4 項、7 7 条の 2 第 2 項）。

イ 法 7 8 条の規定の趣旨について、同条は、「保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである。」とされている（最高裁判所平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日判決（最高裁判所民事判例集 7 2 卷 6 号 1 1 5 8 頁、裁判所ウェブサイト裁判例情報搭載））。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、法78条の条項を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている（同通知3・①ないし④）。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23、（答）(3)参照）。

また、同じく問答集によれば、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決

定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮される  
というものではない。」とされている（問答集問13-25、  
（答）参照）。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いに  
ついて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切  
な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると  
認められる。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4  
月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通  
知」という。）の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、不動産又は  
動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、  
その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必  
要経費を控除した額とする。）が、世帯合計8,000円（月  
額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することと  
されている。

- (5) 不利益処分の理由の提示

行政手続法14条1項及び3項の規定によれば、行政庁は、  
不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当  
該不利益処分の理由を示さなければならず、不利益処分を書面  
でするときは、その理由は、書面により示さなければならない  
とされている（ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差  
し迫った必要がある場合は、この限りでない。）。

なお、最高裁判所平成23年6月7日判決（最高裁判所民事  
判例集65巻4号2081頁、裁判所ウェブサイト裁判例情報  
搭載）によれば、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分  
をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならない  
としているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を  
制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重



とはいいい難い。そのため、保護の補足性の原則が存在することは、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨の法4条3項の規定に鑑みると、当該株式を取得したことによっても、当面の間は、請求人が保護を受けることを妨げられることはないものである。したがって、この時点で、請求人が不正の手段により保護を受けたと認定することは困難である。

ウ 次に、請求人が本件株式を譲渡することによって、本件収入を得た時点においては、本件収入を最低限度の生活の維持に活用することが可能となったことは明確であるから、請求人において、所長に対し、株式の売却による収入を得たものとして（なお、本件収入を得るための経費を要した事由があればその点も併せて）申告する義務があることは当然である。そして、このことについては、前記第2・2のとおり、本件確認書に署名・捺印を行った経緯からしても、請求人にも容易に認識し得たものというべきである。そうであるのに、請求人は当該申告を怠り、本件収入を得たことを秘したまま、保護の受給を続けており、最終的には、保護廃止後の所長による課税状況調査により、ようやく株式譲渡所得の存在が判明したものである。

そうとすると、請求人は、本件収入を得た時点から、母との同居により保護が廃止される日の前日までの間（本件徴収対象期間）において、不正な手段により保護を受けたものと評価せざるを得ないこととなり、これは、法78条1項の規定を適用して保護に要した費用を徴収すべき場合に当たる事由であるから、本件処分は、その点において正当であり、違法なものでも不当なものでもないというほかはない。

(2) 徴収金額の認定について

ア 所長は、前記第2・8のとおり、本件63条決定における資力の算定に当たって、請求人が得た本件収入7,170,000円から、弁護士報酬897,264円、税理士報酬129,600円に加えて、8,000円（前記1・(4)の次官通知によるもの）を控除した上で、本件収入に係る実収入を6,135,136円とし、これを同条にいう「資力」と認定しており、処分庁もこの判断を前提として（第2・10）、本件処分を行っている。

イ しかし、請求人が提出した資料によれば、請求人が株式譲渡益を得たことにより、平成29年中の総所得金額5,975,000円（売却価格7,170,000円から株式の取得費1,195,000円を控除した金額）を基礎として、各課税庁により、請求人に対し、平成29年の所得税812,900円、及び平成30年度の特別区民税及び都民税（以下「住民税」という。）273,300円が、それぞれ賦課され、請求人はこれらを納税していることが認められる。

これらの課税は、本件収入がなければ発生しなかったものであり（なお、本件収入がなければ、請求人に係る上記年度の住民税の均等割も、非課税であったものと推測される。）、請求人が得た本件収入のうち、これら所得税及び住民税の各税額相当分（合計額1,086,200円）は、請求人が最低生活を維持する費用として活用することはできないものであると認められる。このことは、現実に納税が行われている限りは、源泉徴収又は特別徴収の方法により納税された場合と取扱いを異にするべき理由はないから、上記所得税及び住民税の納税額も、本件収入を得るに当たって必要となった経費として認めた上で、実収入の額を算定するに当たってこれ

を控除すべきものと解せられる。

ウ 一方、所長が、本件収入を基礎に、法63条の規定にいうところの「資力」を算定するに当たって控除した金額のうち、8,000円は、次官通知第8・3・(2)・エにより、「その他の臨時収入」を認定する場合の控除額を適用したものであるが、この控除項目は、現実に臨時収入を得るために要した費用としての性質を有するものではなく、保護制度を実施するに際しての運用上の取扱いというべきものである。

そうとすると、保護は、保護受給世帯における収入、支出その他生計の状況についての適正な届出を踏まえて実施されるべきものであるとの制度の建前に照らせば、被保護者が収入の不申告等不正の手段により保護を受けた場合においては、法63条を適用して返還金額を定める場合とは異なり、現実の経費ではない上記8,000円を、徴収金額算定の前提となる収入額から除外する必要はないものと解すべきである。

このことは、稼働収入の申告を怠って不正に保護を受けた者に対して法78条の規定を適用する場合には、勤労収入に対応する基礎控除（次官通知第8・3・(4)によるもの）に相当する金額について、これを収入額から控除しない取扱いとする場合と、同様の考え方に基づくものであり（法78条の規定に基づく処分を行うに当たって、実際にそのような取扱いを行うことが違法でないことについては、前記1・(3)・イにおいて引用した最高裁判所判決が判示している。）、処分庁が本件処分を行うに当たって、8,000円を本件収入から控除したことは適当とはいえないものである（「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課編集）・問11-11-2の答2参照）。

エ したがって、請求人が本件収入を基にして得た実収入は、本件収入 7, 170, 000 円から、弁護士報酬 897, 264 円、税理士報酬 129, 600 円、平成 29 年の所得税 812, 900 円、及び平成 30 年度の住民税 273, 300 円を差し引いた 5, 056, 936 円とするべきである。

オ 次に、本件処分に先行して所長が行った本件 63 条決定により、請求人は、足立区に対して、平成 29 年 5 月 22 日までに受けた保護に要した費用として、1, 809, 911 円を返還すべき債務を負っているものである。請求人が当該債務を履行するためには、上記本件収入を基にして得た実収入 5, 056, 936 円の中から、これを支出することが必要となるものと解せられる。

そうとすると、請求人が本件収入を得たとしても、本件収入のうち、請求人が保持し、本件徴収対象期間における最低限度の生活の維持のために活用することができる金額は、上記実収入の額から、本件 63 条決定による返還金額を差し引いた残額である 3, 247, 025 円と認定すべきである（別紙「徴収金額算定表」の「不申告収入残額」参照）。

カ そして、本件徴収対象期間において、請求人が受けた保護のために足立区において支弁した費用が、上記金額 3, 247, 025 円の範囲内であれば、費用の全額を請求人から徴収すべきこととなるものであるところ、本件徴収対象期間において実際に要した保護費は、処分庁の算定によれば、192, 454 円（別紙の表の「支給済み保護費（計）」の合計額）であるから、処分庁が、本件処分により、同金額を請求人から徴収する金額（同表の「徴収対象額」の合計額）と決定したことには、上記処分庁算定に係る保護費の支出が裏付けられる限りにおいて、違法・不当な点はないものと認めら

れる。

(3) 本件処分通知書における理由の提示について

ア 処分庁が請求人に対し、本件処分を通知するに当たって交付した本件処分通知書は、表題を、「支給済み保護費の徴収決定について」、「徴収決定理由」を、「稼働収入の未申告による」と記載し、また、「徴収決定額」について、「192,454円」、「徴収決定額の算出根拠」について、「(1)申告を怠った収入の額7,170,000円、(2)控除額(必要経費)0円、(3)支給済み保護費の額192,454円」、「徴収対象期間」について、「平成29年5月23日から平成29年7月31日まで」との各記載がなされているものである(第2・11)。

イ しかしながら、本件処分通知書においては、まず第一の問題点として、本件処分における理由(「徴収決定理由」)である、保護を受けるに当たっての不正の手段について、「株式売却による収入の未申告」とすべきところ、「稼働収入未申告による」と誤った記載がなされており、このことが本件処分の理由が、本件収入の申告を怠って不正に保護を受けたことであることについて、正確に理解することを妨げる要素となっていることが挙げられる。

もともと、「徴収対象期間」について「平成29年5月23日から」とある部分及び「申告を怠った収入の額」の「7,170,000円」との記載からは、本件処分が、上記記載の日に株式売却代金を得たことが契機となっていることを請求人に推測させることは、相当程度に可能ではあるといえるから、「稼働収入」が「株式売却収入」の誤記であると認めることは、さほど困難ではないものと考えられる。したがって、この点で処分通知書の記載が、不正確・不適切であることは

認められるものの、このことのみでは、本件処分を取り消すべき理由とする程の違法・不当があるとまではいえないものである。

ウ 本件処分通知書における第二の問題点は、本件処分により決定した徴収金額の算出根拠についての表記である。このことについては、法78条の規定による決定は、不正の手段の内容如何のみならず、徴収金額の具体的な数値も決定の要素であるから、その算出根拠を、通知を受ける者において、理解できるように示すことも処分理由の提示として不可欠であると考えべきである。

本件処分は、請求人が、平成29年5月23日以降の自身の最低限度の生活の維持のために活用することができる金員を有していたのに、このことを秘匿したまま、足立区に対し、本件徴収対象期間において本来必要のない保護費を支弁させたことから、当該費用の全額を徴収するものであるから、請求人が有していた最低限度の生活の維持のために活用することができる金員について、本件処分通知書に、その具体的金額、及び算定根拠の概要を示す必要があるものと解せられる。

エ ところが、この点に関する本件処分通知書における記載は、「(1)申告を怠った収入の額7,170,000円、(2)控除額(必要経費)0円、(3)支給済み保護費の額192,454円」とあるのみであり、7,170,000円(本件収入)と支給済み保護費の額192,454円との金額の比較で徴収金額が定まったものと理解するほかないものである。

確かに、請求人が本来申告をなすべきであった収入の金額は、必要経費相当分も含んだ本件収入の全額がその対象であると解せられ、請求人がその申告を怠ったことは、そのとお

りである。しかしながら、処分庁は、弁明書において、本件収入から、少なくとも弁護士報酬897,264円、税理士報酬129,600円を差し引くべきことを認めており、また、同じく、本件63条決定による返還金額についても、本件処分に先んじて差し引くべきことを認めている。このことを前提とすれば、本件収入から、少なくともこれらの金額を差し引いた上で、差引残額と、支給済み保護費の額との比較により徴収金額が定められたことを明示すべきであると考えられる。

そうであるにもかかわらず、本件処分通知書には、このことに関する記載が全く欠落しており、請求人が、保護を受けることなく、最低限度の生活を維持するために活用すべきものとして保有していた金員が、具体的にどのような額であると評価されたかということについて、理解する手掛かりを得ることができないという点で、瑕疵があるものといわざるを得ない。

なお、「控除額（必要経費）」「0円」の記載は、本件63条決定の判断過程において、経費の控除額が計上されているために、本件処分ではこれを重複して控除しないとの趣旨かとも思われるが、所長による本件63条決定に係る通知書の記載（前記第2・8）において、資力の額や必要経費の具体的な金額について何ら触れられていないことを考え併せると、本件処分通知書の交付を受けた請求人において、このように理解することは困難であるというほかはないものである。

オ 行政手続法が不利益処分に理由の提示を求める趣旨が、前記1・(5)において引用した最高裁判所判決が判示するとおり、「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立て

に便宜を与える」ことにあることに鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人においてその記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものであることが必要であると解されているものである。

このことに照らして、上記エまでに述べたところを総合すると、本件処分は、処分理由の提示が不十分なものといわざるを得ないものである。

すなわち、本件処分は、不正の手段により保護を受けた事実の認定及び徴収金額の算定等、処分の内容自体においては取消しに値するほどの違法・不当な点はないとしても、主に徴収金額算定の根拠にかかる処分理由の提示の点においては、本件処分通知書の記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものであるとはいい難いから、行政手続法14条1項本文の定める要件を欠いた違法な処分というべきであって、取消しを免れないものと解せられる。

## 第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和元年11月22日

審査庁 東京都知事 小池 百合子

(単位：円)

## 徴収金額算定表※

徴収対象月 (年は平成)	不申告 収入残額	左記の 繰越残額	支給済み保護費				徴収対象額
			最低生活費	その他 一時扶助費	医療扶助	(計)	
29年5月	3,247,025	—	22,600	0	0	22,600	22,600
6月	0	3,224,425	84,752	0	0	84,752	84,752
7月	0	3,139,673	84,752	0	350	85,102	85,102
合 計	3,247,025	—	192,104	0	350	192,454	192,454

保護廃止時点の資産残額=3,054,571 (不申告収入残額-本件処分による徴収決定額)

※ 【徴収金額算定表の説明】

- ・ 当月の収入（「不申告収入残額」及び「左記の繰越残額」の合計）の額と、当月の「支給済み保護費（計）」の額とを比較し、
  - ① 当月の収入の額 ≤ 当月の支給済み保護費の額であれば、当月の収入の額に相当する額が当月の保護費の徴収対象額となる。
  - ② 当月の収入の額 > 当月の支給済み保護費の額であれば、当月の支給済み保護費に相当する額が当月の徴収対象額となり、{当月の収入の額 - 当月の支給済み保護費}の額が、翌月に繰り越され、翌月における「左記の繰越残額」となる。
- ・ 請求人には、申告済みの障害年金収入があり、最低生活費は、当該年金収入を控除した後の金額である。
- ・ 平成29年5月の「不申告収入残額」は、本件収入の額（株式売却代金7,170,000円）から、本件収入を得るために必要な経費の金額及び本件63条決定に基づく返還金額を各控除した後の金額である。